

在職年数の増加と從事年数の低下を從來昇給率の低下を從來昇給率は信孚人をも
其の例によらず殊に年功加俸に至るには五年(金三円)を最高限度としてゐる。
是の如きは從業員の在職年数に應する生活程度の向上其範囲擴大等に伴は
る不合理ある制度である。

直に左表の如く延長せられたし。

在職年数	年功加俸月額
六年	四円
七年	四円
八年	四円
九年	四円
十年	四円

電氣課、土木課、共通

一、公休日支給規定改正の件

交通産業労働者の労働は他の労働に比し其の産業の性質上必然的に不規則お
ちざらを得ないのである。車庫、軌道、電線路の如き其の作業上の痛苦は世人の想像
に及ばぬものがある。従つてこの種産業經營者に此の点に留意せらが一ヶ月三日乃至四日
の公休を支給せらるゝと多く見るのである。宜敷く現在支給せらる公休二日を三日
に改正し其の細則を左の如く定められたし。

三日間欠勤は公休に影響せらること

四日間欠勤は一日を削減すること

五日間欠勤は二日を削減すること

二、精勤賞支給規程改正の件

從来精勤賞は二ヶ月精勤者二日分を支給せらるゝあり然り乍ら不規則ある
労働を含儀され産業の性質上これを精勤をあすは非常時に至難である。宣
敷該賞は月二分に改正し其の細則は左の如く改正せられ左し。

一日欠勤は一日分を削減すること

二日欠勤は二日分を削減すること